

(案)

利根上流国有林の地域別の森林計画書

(利根上流森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成33年3月31日

関東森林管理局

この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数の内訳と計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のもの。
- ③ -は、該当がないもの。

利根上流森林計画区の位置図



凡 例	
	森林計画区界
	森林管理署等界
	国有林地
	官行造林地
	森林管理署
	森林事務所

目 次

I	計画の大綱	
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
	(1) 位置及び面積	1
	(2) 自然的背景	1
	(3) 社会経済的背景	3
2	計画樹立にあたっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	7
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
	(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	8
	(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	12
	(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	12
	(2) 伐採立木材積	15
	(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	15
4	造林面積その他造林に関する事項	16
	(1) 造林に関する基本的事項	16
	(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	17
	(3) その他造林に関する必要な事項	17
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	18
	(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	18
	(2) 間伐立木材積	19
	(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	19
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域	21
	(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	21
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
	(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
	(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	23
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
8	森林施業の合理化に関する事項	24
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	24
	(2) 林業機械の導入の促進	24
	(3) 作業路等の整備	24
	(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	24

9	森林の土地の保全に関する事項	25
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	25
	(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	25
10	保安施設に関する事項	26
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	26
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	26
	(3) 実施すべき治山事業の数量	26
11	その他必要な事項	27
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	27
	(2) 森林の保護及び管理	27
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	28
別表2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	54
別表3	伐採立木材積	54
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	54
別表5	公益的機能別施業森林の区域	55
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	67
別表7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	71
別表8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	74
別表9	実施すべき治山事業の数量	77
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	78
別表11	保安林の指定施業要件	82
別表12	保安林の種類別の伐採の方法	84
別表13	自然公園区域内における森林の施業	85
別表14	砂防指定地等の森林の施業	86

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、群馬県北部に位置し、東は栃木県の鬼怒川森林計画区及び渡良瀬森林計画区、北は新潟県の中越森林計画区及び福島県の会津森林計画区、西は吾妻森林計画区、南は利根下流森林計画区に接し、沼田市、みなかみ町、川場村、片品村、昭和村の1市1町3村を包括している。

この地域の総面積は177千ha、群馬県面積の28%を占めている。森林面積は152千haで、うち国有林は97千haあり、森林面積の64%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、北西部に三国山脈、北東部から南西部にかけて那須火山帯に属する火山が連続している。

三国山脈には、西から北にかけて稲包山^{いなづつみやま} (1,598m)、平標山^{たいらつびようやま} (1,984m)、仙ノ倉山^{せんのからやま} (2,026m)、谷川岳^{たにがわだけ} (1,963m)、丹後山^{たんごやま} (1,808m)、大水上山^{おほみなかみやま} (1,834m)、平ヶ岳^{ひらがたけ} (2,148m) 等をつなぐ稜線が群馬、新潟県境、北東部の尾瀬ヶ原、尾瀬沼等を横断し、黒岩山^{くろいわやま} (2,163m) に至る区間が、群馬、福島県境、黒岩山から分岐した南方には那須火山帯に属する日光白根山^{にっこうしらねさん} (2,578m)、皇海山^{すかいさん} (2,144m)、袈裟丸山^{けさまるやま} (1,961m) が連なり、群馬、栃木県境となっている。

また、計画区の中央北部の至仏山^{しぶつさん} (2,228m)、笠ヶ岳^{かさがつたけ} (2,246m) は非火山であり、中央部の武尊山^{ほたかさん} (2,158m)、南西部の子持山^{こもちやま} (1,296m)、南部の赤城山塊^{あかぎさんかい} (最高峰は黒檜山^{くろびやま} : 1,828m) は那須火山帯に属する。

これらの山系は、地域のシンボルである谷川岳、武尊山をはじめ重要な景観を形成しているほか、日本百名山に名を連ねている名山も多い。

また、これらの山系に広がる森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が分布し、森林生態系の保全が求められており、里地近郊の森林にあつては、豊富な積雪を活用したスキー場、憩いの場の提供や生活環境の保全が期待されている。

(イ) 水系

当計画区の最北端に位置する大水上山を源とする利根川が、計画区のほぼ中央を南流し、東部の各支流を集めた片品川、西部の各支流を集めた赤谷川がそれぞれ沼田市付近で利根川に合流し、関東平野を流下し太平洋に注いでいる。

これらの水系は、矢木沢ダムをはじめとする奥利根ダム群と呼ばれている5基の多目的ダムと2基の発電用ダムが建設されており、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしている。

国有林は、これらの上流部にあり、水源地として極めて重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

北部山岳地帯は、奥利根中生層の頁岩、砂岩を基盤に花崗岩類、安山岩類、蛇紋岩等の火成岩が広く分布している。東部の白根山塊から袈裟丸山にかけては流紋岩類が広く分布し、そのほかに安山岩類もみられる。西部の谷川岳及び三国山から赤谷川上流域にかけては、中生代の谷川層及び新第三紀の赤谷層が分布し、これらを貫いて流紋岩類、閃緑岩類、蛇紋岩等が分布している。南部の赤城山は、安山岩類、火山噴出物及び軽石琉堆積物からなっている。中央部の武尊山は、安山岩類となっている。主な河川の周辺は、第四紀の礫、砂、関東ローム等の中位、高位段丘堆積層が分布している。

(イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が全体の約6割を占め、次いで黒色土、受触土、ポドゾル・ポドゾル化土壌の順となっており、一部にグライ土壌がわずかにみられる。

褐色森林土は標高500～1,500m前後にかけて広く分布し、武尊山、笠ヶ岳等の山麓には暗色系褐色森林土がみられる。

黒色土は、赤城山、大峰山の緩斜面にまとまってみられる。ポドゾル・ポドゾル化土壌は、標高1,000m前後のやせ尾根付近に乾性型、標高1,700m以上の残丘面に湿性型がみられる。

山間部は多雪地のため、30°以上の急傾斜地では受触土が多く、計画区の西部から北部の山岳地帯は、豪雪地帯であることに加え急傾斜地が多いことから、基岩の露出した岩石地となっている。

ウ 気候

当計画区の北部山岳地域は、日本海型気候域に属する多雪地帯であり、年平均気温は、約10℃である。年間降水量は、約1,800mmで、冬期の降雪による割合が高く、積雪深は1.5～2.0mに達する。

一方、沼田台地を中心とした南部は、太平洋型気候を呈しており、年平均気温は約12℃である。

降水量は、約1,200mmで、冬期の降水量が極度に少なく、乾燥した季節風が強い。

エ 森林の概況

(ア) 人工林

当計画区の国有林における人工林面積は、28千haで森林面積の29%を占め、樹種別にはスギ27%、カラマツ44%、アカマツ8%、ヒノキ6%その他15%となっている。

齢級配置は、I～V齢級（1～25年生）が6%、VI～VIII齢級（26～40年生）が68%、IX齢級（46年生～）以上は26%となっており、間伐適齢期の林分が多くなっている。

スギは一般的に良好な生育を示しており、ヒノキは子持・南郷地区の生育が良好である。

アカマツの生育は一般に中庸で、三峰地区には良好な林分が見られる。カラマツは、昭和40年代に積極的に植栽されたIX齢級以下の林分が約半数を占めており、生育状況は

一般に中庸であるが、北面の急斜地、多雪地及び標高の比較的高い林地では生育が劣り、広葉樹の侵入が多く見られるので、広葉樹を活かしながら育成することが必要である。

これら人工林のうち、良質な木材の生産が困難な林分についても、国土保全、水源かん養機能の維持、向上のため健全な森林状態を維持することが求められている。

(イ) 天然林

天然林の面積は、58千haで森林面積の67%を占め、蓄積は総蓄積の56%にあたる。標高別の分布は、標高700～800mの地域は、コナラ、クリ、カエデ類の二次林が大部分を占め、上部にイヌブナ等がみられる。800～1,500mの地域は、ブナ、ミズナラ、カンバ類が主で、沢沿いにサワグルミ、トチノキ等がみられる。また、武尊山を中心とし地域には、ブナを主とした林分が多くみられる。この他、みなかみ町の宝川、檜俣川流域の尾根筋に、面積は少ないもののヒバが群生し良好な生育を呈しており、優良なキタゴヨウもみられる。1,500m以上では、アオモリトドマツ、シラベ、ダケカンバ等が主に笠ヶ岳、武尊山、日光白根山等の周辺で多くみられる。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は91千人で、群馬県人口の5%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が17%、第2次産業が24%、第3次産業が59%となっており、県平均と比較して、第1次産業の割合は高く、第2次産業の割合は低く、第3次産業の割合はほぼ同程度である。

イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積約177千haのうち、森林は86%を占め、森林率は県内森林計画区の中で最も高くなっている。

また、林野庁所管の国有林は97千haで、総森林面積の64%占めており、森林面積に対する国有林の比率についても県内森林計画区の中で最大となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、沼田市を中心に発達し、上越新幹線、JR上越線、関越自動車道、国道17号線は首都圏や新潟県に、国道120号線は栃木県に通じている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、農林業と観光関連サービス業に支えられており、特に第3次産業の就業者数は高い比率を占めている。

第1次産業は、赤城山麓の高原野菜、沼田市近郊のコンニャク、リンゴ栽培等を中心作物とする農業が主体となっている。

第2次産業は、沼田市を中心に木材関連工場等が多い。

また、第3次産業は、温泉や山岳景観等恵まれた観光資源と高速交通網の整備が相まって、観光関連産業が主体となっている。このような中で、国有林は、スキー場等に多く利用され、地域振興に重要な役割を果たしている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、国有林・民有林ともに人工林率は低く、また、人工林のうちカラマツ人工林の比率が高いことが特色である。

素材は、43千m³（平成21年度）で、県内生産量の26%を生産しており、そのうち67%が国有林から供給されている。

また、当計画区には原木市場はないものの、製材工場は24工場あり、沼田市を中心に木材産業が盛んである。

特用林産物は、生しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類の生産がおこなわれており、山菜等の生産も盛んである。

森林組合は、広域合併により3組合となり、組織体制の整備強化がおこなわれている。

2 計画樹立にあたっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくためには、次に示す基本的な考えに沿って、民有林関係者と緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水土保全機能の発揮

利根川をはじめその支流には、矢木沢ダム、奈良俣ダム、菌原ダム、相俣ダムほか多数のダムがまとまって建設されており、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしており、ダム上流の森林は、水源地として特に重要となっている。また、当計画区は、一般的に急峻な地形を呈しており、火山噴出物の堆積、深成岩の風化の進行等もあり、集中豪雨等により土砂流出等が発生している。

これらのことを踏まえ、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策、並びに、人工林における抜き伐りの推進等により下層植生の生育を促し水源かん養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全を図る。

(2) 生活環境の保全

当計画区北部は、北西からの強い季節風の影響を受け、冬季に多量の降雪と積雪があるためなだれの危険性が高い地域である。また、当計画区内各地には有名な温泉地が多数あり、観光の拠点となっている。このため、生活道路沿線の保安林の整備やなだれ防止施設の設定等、温泉地周辺の森林にあっては、森林そのものが借景として、また、温泉水源の供給源として重要であるため、維持・保全すること等により、地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区は首都圏から比較的近く容易に到達できる位置にありながら良好な自然環境を維持しており、みなかみ町の赤谷地域、湯檜曾地域は「上信越高原国立公園」、片品村の尾瀬地域は「尾瀬国立公園」、日光白根山周辺は「日光国立公園」に指定されているほか、原生的な森林状態を維持している利根川源流部、至仏山西面、朝日岳東面、皇海山西面、袈裟丸山西面は自然環境保全地域に指定されており、美しい山岳景観を提供しているとともに、野生生物の重要な生息・生育地となっている。このため、森林生態系の維持・保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型のほ乳類等の生息環境を与え、更にこれらを補食する稀少猛禽類等の餌場としての活用も期待する等、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を行う。

特にみなかみ町の赤谷地域の森林は、国有林における幅広い関係者の協働による生物多様性復元と持続的な地域づくりを進める取り組み（以下、赤谷プロジェクトという。）を推進しており、具体的にはイヌワシやクマタカ、ほ乳類のモニタリング、人工林から自然林への誘導を目的とした森林管理や、溪流の連続性を目的とした既存治山ダムの中央部の撤去と併せた保全工の設置など、防災機能と溪流環境の復元との両立をめざした取り組み等を行っている。

このような赤谷プロジェクトにおける生物多様性の復元への取り組み等については、先進事例として幅広く情報発信に努める。

（４）保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区は、豊富な積雪を活用したスキー場や谷川連峰をはじめ至仏山、武尊山、日光白根山、皇海山等多数の名山への登山等の野外スポーツの場、ブナ林、ミズバショウやザゼンソウの群生地、湿原、湖沼等が各所に点在し、森林浴の場、自然観察教育の場、精神的な豊かさを養う場、多様な森林景観を提供しているほか、ボランティアなどが森林づくりや社会貢献活動の場及び都市・山村交流の場として、地域振興への寄与とともに森林の総合利用を進める。

（５）林産物の供給

当計画区の人工林は、スギ、カラマツを主体に森林面積の約３０％を占め、木材資源の質的向上と森林の水土保全機能を高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等の抜き伐りを適切に実施する。なお、ツキノワグマやニホンジカ等による樹皮剥ぎ等や多量の積雪による根曲がり等立地条件の影響を受け、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林及び赤谷プロジェクトの取り組みである生物多様性復元を目的とした自然林へと誘導すべき人工林あつては、林内の光環境を改善するための間伐等の抜き伐りにより、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

（６）地球温暖化対策

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収源の目標の確保に向けて間伐等の森林整備を着実に実施する等国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		対象森林面積	備 考
総 数		96,677.18	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	25,599.11	
	片 品 村	8,901.50	
	川 場 村	4,352.75	
	昭 和 村	1,155.66	
	み な か み 町	56,668.16	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び利根沼田森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の面積及び所在

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝

葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保持林

ダムの集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進する

こととする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風、霧、騒音、粉塵等の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然環境等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適して森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区 分	面 積
総 数	96,677
水 土 保 全 林	59,875
森 林 と 人 と の 共 生 林	34,608
資 源 の 循 環 利 用 林	2,193

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹					種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	広葉樹		
全 域						クヌギ	用 材	そ の 他
	35	40	35	40	60	10	70	15

(注) 広葉樹のその他は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供される広葉樹。

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ、実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定供給かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(ア) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育状況等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により制限により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）
- ・ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保全林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法

令により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その範囲内とする。

- ・ 伐採率は、植栽される下層本の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50％）を確保するため、40～60％を目安とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- 主伐については（ア）及び（イ）の留意事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保全のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うこととし、当計画区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級 (cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中 仕 立	2 2	5 0
		造 作 材	〃	3 6	8 0
	ヒ ノ キ	一般建築材	〃	2 2	5 5
		芯 持 柱 材	〃	2 2	5 5
		造 作 材	〃	2 6	8 0
	アカマツ	一般建築材	〃	2 4	5 5
		造 作 材		3 0	8 0
	カラマツ	一般建築材	〃	2 2	5 0
		造 作 材		2 4	8 0

(オ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54合)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ・クロマツ	カラマツ
全域	20	25	20	20

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹のほかに、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、保残木の配置状況を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
3,000	3,000	4,000	2,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数に概ね相当する本数とする。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新すべき時期は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときには、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区 分	面 積
総 数	793

注)「育成複層林施業導入」とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業間伐）を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期 (年)				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	一般建築材	30	40			○選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に留意しつつ、利用面も配慮しながら行うこととする。 ○間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造作材	30	40	50	65	
ヒノキ	一般建築材	35	45			
	芯持柱材	35	45			
	造作材	35	45	55	65	
アカマツ	一般建築材	35	45			
	造作材	35	45	55	65	
カラマツ	一般建築材	25	35			
	造作材	25	35	45	60	

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→		←	△	→				
除伐	スギ									←	○	→		←	○	→
	ヒノキ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) なお、実行にあたっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行にあたっては、画一性を排し、将来の利用が期待される有用天然林の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種の特徴、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施す

ることとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域については、別表5のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林にあっては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、複層状態の森林への誘導の際には広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化止機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様化を増進する森林施業を行う。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図る。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に押領した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

伐採の方法は択伐とする。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

8 森林施業の合理化に関する事項

当計画区は、豊富な森林資源を背景に木材関連産業が沼田市を中心に発展してきた。特に素材生産業は、現在でも国有林から産出しているところであり、また、天然生林の生産も盛んであったが、貴重な天然資源の保存を図ることを優先しているため、天然生林からの素材生産はほとんどなくなりカラマツ、スギの人工林を中心とした間伐材の増大が見込まれる。

これらの情勢を踏まえ、森林施業の合理化については、地方公共団体や林業・林産業の関係者が緊密な連携を図りつつ、次により林業担い手の育成強化、林業の機械化、国産材の産地体制の整備等の推進に努めるものとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

民有林関係者との連携を図り、民有林林業の主たる担い手となっている森林組合と協調しつつ、安定的な事業量の確保、機械化の促進、若年労働者の育成確保と技能の向上、就労条件の改善等への配慮等により事業体の体質の強化に努めるものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

林業生産性の向上、労働強度の軽減を図るため、高性能機械の導入を推進することが必要であり、中・急傾斜地においては在来型の改良作業システムのほか、タワーヤーダ、プロセッサ等の組み合わせによる高性能架線系作業システムの導入、緩傾斜地にあっては、ハーベスタ、フオーダ等の高性能車両系作業システムの導入を目標として機械化の推進に努めるものとする。

(3) 作業道等の整備

林道等を有機的に連結し、効率的な森林施業と高性能機械に係る作業システムの導入を推進するため、簡易で壊れにくい作業路網の整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

民有林、国有林関係者が一体となった国産材の安定的供給の取組の促進等により国産材流通の合理化に努めるものとし、また、木材加工の高次化、高付加価値化、低コスト化等の推進に努めるものとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、別表8のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
実施すべき治山事業の数量については、別表9のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、松くい虫やカシノナガキクイムシ等による病虫害、ツキノワグマ・ニホンジカ等による獣害の発生する恐れのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、関係行政機関等との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止の普及啓発を図るため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
片品村	55～57全 58い～み、ロ 60い～め、ロ ₁ ～ハ 61い～あ、二 ₂ 62全、63全 64い ₁ ～ぬ ₁ 、る、よ～そ、ハ ₁ 、ハ 65全 66い ₁ ～れ、ハ、ニ 67い～む ₂ 、よ～そ、ハ ₁ ～ハ ₃ 68い～イ、ハ 69～72全 73い ₁ ～い ₄ 74全、77全 1全	伊閑町 官造
川場村	18全 19い～と ₂ 、イ 20～23全 24い～よ、ロ、ハ 25い～り ₁₁ 、ロ～ハ 28い ₁ ～に ₃ 29い ₁ ～に 30い～る ₁ 、ロ ₁ ～ロ ₄ 31全 32ろ ₁ ～う ₂ 33い ₁ ～れ、つ～イ ₁ 、ロ 34全、35全 36ろ～イ ₂ 37は ₁ ～ぬ 38い～と ₃ 、と ₅ ～れ ₂ 39い、ろ、に ₁ ～り、わ～イ ₃	3,270.45
昭和村	154い～へ ₂	985.21

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
昭和村	155い ₁ ～る ₁ 、わ～の ₂ 、く～け 156全 157は～と、り ₁ ～よ、れ～む ₁ 、う ₁ ～う ₂ 158い ₁ ～ぬ ₂ 、ぬ ₄ ～か ₂ 159い ₁ ～へ、ち、り、る ₁ ～る ₃ 、わ、よ ₁ ～よ ₃	
みなかみ町		54,234.29
	201は ₁ ～よ ₁ 、よ ₃ ～よ ₁₁ 、れ ₁ ～や、け ₁ ～イ ₃ 202い～け、こ～し ₂ 、も ₁ ～も ₁₀ 、す ₁ ～す ₃ 、ロ ₁ ～ロ ₆ 203い、は～こ、て～イ ₁₀ 204い～る ₁ 、わ ₁ ～よ、た ₂ 、そ～ね 205り～ぬ ₂ 、わ ₁ ～む ₂ 、ハ ₁ 、ハ ₂ 206全 207ろ ₁ 、ろ ₂ 、は ₂ ～そ、イ ₁ ～イ ₅ 208い～は ₃ 、ほ～た、そ～て 209に～り、ぬ ₃ ～ら 210ろ ₁ ～る ₈ 、わ ₂ ～か、の～こ 211～215全 216い～あ ₂ 、ロ、ハ 217全、218全 219い～ね、ロ～ハ ₁ 220い～れ、イ、ロ、ニ ₁ ～ホ 221い ₁ ～イ、ロ 222い～イ、ハ、ニ 223い～く ₂ 224～240全 241い～う ₂ 、ロ～ハ ₅ 242～244全 245い～さ、ロ ₁ ～ニ 246～248全 249ろ～る ₅ 、う ₁ ～う ₄ 、の ₃ ～の ₅ 、け ₁ ～ひ、ロ ₁ 、ハ、ホ 250い～は ₂ 、に～ほ ₂ 、て ₂ 、き ₂ ～め 251ぬ、わ ₁ 、わ ₂ 、か ₁ ～つ ₁ 、む ₁ 、う ₁ 、う ₄ ～く、チ 252い ₁ ～つ、ロ～ハ ₃ 253に ₁ 、ほ ₁ 、へ ₁ 、と ₁ 、り、る ₁ 、る ₃ 、か ₁ 、か ₂ 、か ₅	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	<p>よ～れ、お</p> <p>254ろ、は₁、に～る₂、か～ら₁、ら₃～う₅、く～き し₁～せ₈</p> <p>255と₂～か256 い₁～ぬ、わ₁～お</p> <p>257全</p> <p>258い～ね、ら₁～あ、ロ₁、ロ₂</p> <p>259い₁～ち、る₁～れ、ね～く₁、く₃～イ</p> <p>260全</p> <p>262ろ～に、と～か₂</p> <p>263全</p> <p>301り₂、り₃、</p> <p>302い、は₁～ぬ₅、わ、か₁、よ、た₁、れ～も₆、せ₂、せ₃、 せ₆～ロ</p> <p>303い～ね、ら₁～イ₆</p> <p>304い、ろ、は₂～に₆、へ～ら₁、ら₃～イ₈、ニ、ホ、チ</p> <p>305全</p> <p>306い～と、り～け₂、こ～イ、ハ₁</p> <p>307い～こ、ロ</p> <p>308全、309全</p> <p>310い～は₁、ロ₁～ハ</p> <p>311全</p> <p>312い～ぬ₁、る～な₂、う₁～の₁、て₂、さ、ゆ₁～ゆ₄、め し₁～も、ホ₁、ホ₂、</p> <p>313は～る₁、わ～そ、ら、む、の～け₁、ふ～す₅、ホ₁～ト₂</p> <p>314い、は～に₂、ほ、と～ち、る～よ₃</p> <p>315い、ろ、に～お、ハ</p> <p>316い、ろ、へ～よ、ロ₂</p> <p>317い₁～ろ₁、は～イ₃</p> <p>318い～と、ニ、ホ₁～ホ₄</p> <p>319い～イ₂、イ₆、イ₇、イ₁₀、ロ、ト～ト₁₄</p> <p>320～322全</p> <p>323い、と～り、ニ₁</p> <p>324い～ち、ぬ～そ、ね</p> <p>325全</p> <p>326ち₁、ち₂、ね₁～ね₃、ら～け、さ～す₇、ハ₁、ハ₂</p> <p>327い₂、へ～ぬ、わ、か、た～そ、ね、な、こ₃～こ₇、</p>	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
みなかみ町	え～き、み～ひ、せ、ハ ₁ 328全 329い～り、よ～ね ₃ 330い～た、ね～イ 331い ₁ ～た、そ～う 332は～イ 333～335全 336い ₁ ～お ₂ 、ハ～ホ ₂ 337～339全 340い ₁ ～ほ、ロ 341～349全 350い ₁ ～イ ₂ 351全 352い～と 353～362全 363い ₁ ～イ、ハ ₁ ～ハ ₃ 384～378全 379い ₁ ～に、ハ 380～383全 384ろ、は ₂ 、は ₃ 、ほ～つ ₁ 、な～う、の ₂ ～ゆ、み～し ₄ ひ ₉ ～も ₈ 、ロ、二 385よ～れ、つ～き 386い ₁ ～は、ほ ₁ ～な、う ₁ ～お 387全、388全	

(2) 山地災害防止機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		36,276.51
沼 田 市		5,510.43
	5イ ₁ 、イ ₂ 8イ 9イ、ロ 11ハ ₂ 、ハ ₅ 13イ ₁ 、イ ₂ 14よ ₁ ～よ ₃ 、ロ、ハ 15ぬ～イ ₃ 16ち～イ ₂ 17る ₂ ～か ₂ 、イ 42へ、り ₃ ～る ₂ 、う 75ち ₁ 、り～ぬ 76い 78イ ₁ ～イ ₃ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 79イ 80に、イ 81へ～ロ ₂ 、ロ ₄ ～ロ ₇ 82全 83い～に、イ ₂ ～ロ ₁ 、ロ ₃ ～ロ ₆ 84イ ₁ 、イ ₃ ～ロ ₂ 87そ、つ、な、む、う ₂ 、ロ 88ち 89ぬ～イ 90る 91ろ、と、ち、イ ₁ ～イ ₃ 92イ ₁ 、イ ₂ 94ち ₁ 、ち ₂ 95ほ～と 97ろ～イ ₅ 100に ₁ 102い、は 103い、に ₁ 、に ₂ 、へ、り、イ 104い、は、ち～ぬ、か、た、つ 105い	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
沼田市	106い 107は、ほ、と、り 109る ₁ 、れ、そ、の～く ₂ 110い～に、た、ら、ふ、み、ひ ₁ ～す ₂ 、ハ 112ほ ₂ 、ほ ₃ 、と ₂ 114ろ、ほ ₁ 、イ、ロ 118ろ、ら、む 122わ～イ ₃ 123ろ、は 124ろ ₅ 、は 125イ ₁ 、イ ₂ 132に 135い 137ろ ₁ 139イ 141ぬ ₁ ～ロ ₁ 142に、ほ、ぬ、ハ 144い～は、ほ、そ～ね、ら～ま、ふ～て、さ ₁ ～す ₁₀ 145全、146全 147い ₁ ～は、う ₃ 、ま ₁ 、ま ₂ 、こ～イ ₁ 、ト 148い ₁ ～み 149～151全 152い ₁ ～へ ₁ 、と ₁ ～ら 153ね 166ろ ₁ ～は 167と～イ 170全 171い ₂ ～ほ ₂ 172と、イ ₁ ～ロ ₅ 173イ 174イ ₁ ～イ ₃ 、イ ₇ 、イ ₈ 175イ ₁ ～ロ ₂ 176イ ₁ ～イ ₇ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 177イ、ロ ₁ 、ロ ₆ 、ロ ₇	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
片品村	43は、る ₁ ～る ₃ 48く、や、二、ホ 49よ～ロ 50う～ロ 51ね、ロ 52り ₂ 、イ 56り ₁ 、り ₂ 57と～り 60め 61つ ₁ ～ら、て、ニ ₂ 62ほ、へ、ち～か 63や、ま 70は～イ 72は ₁ ～ち ₂ 73い ₁ ～い ₄ 74全、77全	1,660.55
川場村	18イ 19ち ₁ ～ぬ ₅ 20イ 21イ 22イ 24ロ～ハ ₂ 25ぬ ₁ 、ぬ ₂ 、ロ、ハ 26全、27全 28ほ ₁ ～へ 29ほ～へ ₂ 30る ₂ ～る ₄ 、ロ ₁ ～ロ ₄ 32い 33そ、イ ₂	1,043.14

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
昭和村		69.35
	154と ₁ ～わ	
みなかみ町	204る ₂ 205い～ち、ぬ ₃ ～る、ニ 207い、は ₂ 、は ₃ 、イ ₁ 、イ ₂ 、ロ 210い、わ ₁ 、よ ₁ ～ら、ロ～ハ ₂ 211ち、う、イ 212い、に ₁ ～に ₃ 、ロ 213の 215ち、つ～イ 216い、む、え～あ ₂ 、ロ 217か、よ、な ₁ 、な ₂ 、ロ 218ら～イ 219れ ₁ 、れ ₂ 、ロ ₁ ～ハ 220い～は、た ₁ 、た ₂ 、ニ ₁ ～ホ 221い ₁ 、い ₂ 、ろ、か、そ ₁ 、そ ₂ 、け、ふ、す ₂ 、イ ₁ 、ロ 222は、よ～た ₂ 、そ、イ、ハ、ニ 224わ、も 225む～の、イ 226い、わ、イ 227い、ぬ 228い、ろ、は ₂ 、に、ほ、る ₂ 、る ₃ 、く、や、ロ ₃ 229い ₁ ～い ₃ 230い、ぬ 231な、ら、ロ 232ロ 233～238全 239る ₁ 、ロ 240い～に、へ、わ ₂ 、ハ ₂ 、ニ 241と 242ほ ₁ ～イ ₁ 243は ₁ 、は ₂ 244い	27,993.04

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	245へ、こ 246い～と ₁ 、ち～り ₃ 、ぬ、す、ニ、ホ 247に、り ₁ ～り ₃ 、そ、け 249わ～む、う ₅ 、う ₆ 、お～ま、ロ ₁ ～ニ、チ 250と ₁ ～え、あ～き ₁ 252い ₁ 、ろ～ほ ₁ 、ロ 254は ₁ ～へ ₂ 、と～な 256る、く 258な 259い ₂ 、は ₂ 、に ₂ 、く ₄ ～く ₆ 261全 262ほ、へ 263に～へ ₁ 302る ₁ ～る ₄ 303な、ロ 304ハ ₁ 306ふ、ハ ₂ 308～310全 311い～う、お、く 312ち ₁ 、り ₁ 、ホ ₁ 、ホ ₂ 313つ～な、う ₁ 、う ₂ 、チ 314い～に ₂ 、ほ、と、ち、ぬ～よ ₃ 315い～れ ₃ 、く、イ ₁ 316は～ほ 317イ ₁ ～イ ₃ 318ニ～ホ ₄ 319い、ろ ₁ 、ろ ₃ 、に、ほ ₂ ～ほ ₅ 、と～ぬ、ト ₁ ～ト ₁₄ 320ろ～イ ₃ 321全、322全 323ろ～り、る～イ、ハ、ニ ₁ 324い、へ ₂ ～り、つ、な～イ 325イ 326い～や、ふ～あ、き、め～せ ₈ 、す ₁ ～す ₄ 、ハ ₁ 、ハ ₃ 327い ₁ ～ほ ₂ 、る、か、よ、れ～あ、ゆ、め、も、す ₁ ～す ₅ ハ ₂ 、ニ 329ぬ～か	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
みなかみ町	331は、に ₁ 332い、ろ 333へ、イ 334は～ロ 335に ₁ ～に ₃ 、ロ ₁ ～ロ ₃ 336お ₁ 、お ₂ 339ろ～イ ₃ 341イ 342ろ 344い 345～347－Ⅲ全 347－Ⅳい～イ 347－Ⅴ全 347－Ⅵい～へ、ト～イ 347－Ⅶい～へ、イ ₂ 348全 349ろ ₁ 、イ ₁ 352ほ～と 353い、は 354ろ～は ₂ 355全 356ろ ₁ ～イ 357る～イ ₂ 358ろ～イ ₄ 359ほ～イ ₃ 360ね ₁ ～イ、ロ ₂ 、ロ ₃ 361へ、ち ₂ 、イ ₁ 、イ ₂ 363ハ ₂ 364む ₂ 365へ ₁ ～と、そ、つ 366と、り ₃ 367ロ 369か～た 370た ₉ 371た、れ 374わ ₁ 、わ ₂	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	375ち、り 379い ₁ 、い ₂ 、ハ 382い ₁ ～い ₄ 383の ₁ 、イ 384ホ ₁ 、ホ ₂ 385い～つ、な～む ₂ 、う ₂ ～め、ロ 386と、か、よ、れ 387イ 388イ	

(3) 生活環境保全機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		6,632.65
沼 田 市		3,249.80
	1～3全 40全、41全 110全 148～150全 153全、160全 161～164全	
川 場 村		897.35
	23全 36～39全	
昭 和 村		837.99
	155～159全	
みなかみ町		1,647.51
	201全 251全、252全 255～259全 364り ₂ 、わ～よ ₂ 、れ、つ、な ₄ ～ら ₂ 、む ₃ 365い～ほ、ち～る ₁ 、か、よ 366へ ₁ ～へ ₅ 、り ₇ 、イ ₁ 367い～り ₇ 、る ₁ ～ロ 368ろ～る、そ、イ 370い～は ₁ 、へ ₃ ～と 1～3全	月夜野 官造

(4) 保健文化機能

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		35,232.32
沼田市		2,080.44
	1か、よ、ロ ₁ 10全 11ろ ₁ 〜り、ハ ₅ 〜ニ ₂ 12全、13全 14は ₃ 、ち ₁ 〜る ₂ 、わ ₂ 、わ ₃ 、よ ₃ 15い ₃ 、は〜へ、と ₂ 〜ぬ、る ₂ 、る ₄ 、る ₅ 16ぬ ₂ 、る ₂ 、わ ₃ 〜わ ₅ 、イ ₂ 17わ〜か ₂ 94ち ₁ 、ち ₂ 95へ ₁ 、へ ₂ 100に ₁ 109れ、そ 123は 124は 132に 148い ₁ 〜み 149全、150全 171ほ ₁ 、ほ ₂	
片品村		3,147.11
	46ろ ₁ 〜ろ ₇ 、ち ₄ 〜ぬ ₂ 、る ₂ 〜イ、ハ ₁ 〜ハ ₃ 47い ₃ 、い ₄ 、は ₁ 〜わ、か ₅ 〜た、れ ₂ 〜ホ ₂ 48う ₇ 〜う ₁₀ 、の ₂ 〜の ₇ 、く、や、ニ 49い ₂ 、ろ ₃ 、に ₂ 、よ、ロ 50む、う、ロ 51と ₁ 、よ ₁ 、た ₁ 、た ₂ 、つ〜ロ 52り ₁ 、り ₂ 、る ₁ 、る ₂ 53い ₂ 〜ろ ₁ 、は〜に ₂ 、に ₉ 〜イ 54い ₅ 〜よ、ハ ₁ 〜ハ ₄ 55ほ ₁ 、る ₃ 58お、く、ま、て ₂ 、ゆ ₂ 、め ₂ 〜み、ロ 59い〜ま ₄ 、ふ〜し ₁ 、イ ₆ 、ホ ₂ 〜ト 60る ₃ 、つ ₂ 、ね ₂ 、な ₂ 、な ₃ 61い〜そ、つ ₂ 、む〜あ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
片品村	62全 67れ ₃ 、な ₄ ～な ₆ 、ら ₂ ～ら ₄ 、む ₂ 68い～と、ハ 69い～ち ₃ 、り ₂ 、り ₃ 、わ ₄ 、か ₁ 、か ₃ 、よ、れ、そ 77全	
川場村	18ら ₆ 19ろ～ぬ ₅ 、ハ ₁ 20い ₂ 、ろ～イ 21と ₄ 、と ₅ 、ち ₂ ～イ 22わ ₂ 24り ₃ 、る ₂ 、る ₄ 25に ₃ 、ほ ₃ 、へ ₂ ～と、ち ₂ 、り ₁₁ 26い ₅ 、イ 27い ₃ ～イ 28へ 29ろ～へ ₂ 30へ～る ₄ 、ロ ₂ 、ロ ₄ 39に ₁ ～り、わ～イ	986.80
昭和村	157い、ろ	16.88
みなかみ町	203う ₂ 、イ ₃ 206わ ₁ 214全、215全 216い、は～ハ 217～222全 225～246全 247れ、そ 250は ₃ 、へ 251い ₁ ～る ₂ 、わ ₃ 、わ ₄ 、つ ₂ ～ら ₂ 、む ₂ 、む ₃ 、う ₂ 、う ₃ ト ₁ ～ト ₄ 、ヌ ₁ ～ヌ ₃	29,001.09

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	252ほ ₂ 、へ ₂ 、ち ₂ ～ち ₅ 、ち ₈ 、り ₂ 、ぬ～わ ₂ 、か ₂ 、よ た ₃ ～つ、ハ ₁ ～ハ ₃ 253い～は、に ₂ 、ほ ₂ 、へ ₂ 、と ₂ 、ち、る ₂ 、る ₄ 、わ か ₃ 、か ₄ 、か ₆ 、つ～お 254は ₂ 、わ 255い～と ₁ 、イ、ロ 301全 302る ₂ ～る ₄ 、か ₂ 、た ₂ ～そ 303ぬ～イ ₆ 304ら ₁ ～し、イ ₂ ～イ ₆ 305つ ₁ 、ね～む 306ふ～え、さ、ハ ₂ 307こ 308～310全 311の ₁ ～く 312全 313い ₁ ～ろ、け ₂ 314に ₃ 、へ、り～ぬ 315む～く 316～320全 322い、ろ 323全 324い～り、た、れ、つ～イ 326い～す ₄ 、ハ ₁ 、ハ ₃ 334は～ロ 335に ₃ 、ロ ₁ ～ロ ₃ 347-I～347-VII全 357る～イ ₂ 358ろ～イ ₄ 359ほ～イ ₃ 360ね ₁ 、ね ₂ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 361へ、イ ₁ 、イ ₂ 364り ₂ 、わ～よ ₂ 、れ、つ、な ₄ ～ら ₂ 、む ₃ 365い～ほ、ち～る ₁ 、か、よ 366い～は、へ ₁ ～へ ₅ 、り ₁ 、り ₄ ～り ₇ 、る～イ ₁ 367い～り ₇ 、る ₁ ～ロ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	368ろ～わ ₆ 、そ、イ 369わ、か 370い～は ₁ 、へ ₃ ～と 371れ 373い ₁ ～は ₁ 、に ₁ 、に ₂ 374わ ₂ 375へ、イ 377て ₂ 381ち 382と 383に 334は ₁ 、に、つ ₂ ～ね、の ₁ 、め、ひ ₁ ～ひ ₈ 、も ₉ ～す ₉ 、ハ 386ら～む ₂	

(5) 木材生産機能

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		16,979.89
沼田市	<p>1い〜ほ₁、へ〜ち、ぬ〜る₁、わ、れ、そ、な₁、な₂ う₁〜の₁、お₂〜く₃、く₅、く₆、ま₁〜ふ</p> <p>2い、ろ、は₃〜は₇、は₉〜る₂、か₁〜た₁、れ、つ〜う₃</p> <p>3い₁、ろ〜り₂、ぬ〜よ₂、れ、そ、な、む₁〜の、く、や₃ ま₂〜ま₄、ふ〜て、さ、き、し₁</p> <p>4い、は〜ほ、と、つ、な</p> <p>5い₁、い₂、ほ</p> <p>6い〜と₁、と₃〜り、る₁〜る₅、る₈、る₉、わ〜よ、な、む う₂</p> <p>7い₂〜ち、る〜よ、そ₁〜つ₁、ね₁、ね₂、ら₁〜う₁</p> <p>8い₁〜ろ、に〜と、り、ぬ、る₄〜た、そ</p> <p>9ろ₁〜ろ₄</p> <p>14い₁、い₃、へ₁〜と₁</p> <p>16い₁〜い₅、と₁、と₃</p> <p>17い₁、い₄、い₆〜い₇、い₉〜ろ₅、ろ₇〜は、に₂〜ぬ よ〜そ₂、ね₁、ね₂、ら〜う₁</p> <p>40い〜へ、ち〜か</p> <p>41い〜へ、と₃、と₄、ち₂〜ぬ₁、ぬ₃、ぬ₄、ぬ₆〜る₄ か、た₁〜れ、そ₂〜そ₅、つ₂〜つ₄</p> <p>42い₁〜ろ₁、ろ₃〜ほ、と〜り₄、よ、れ〜そ₂、ね₁、な〜む</p> <p>75い、は〜と₅、と₉、ち₂、ち₃、る₁〜よ</p> <p>76ろ〜へ、と₂、る₁、わ</p> <p>86い₁〜い₄、い₆〜に、ほ₂、ほ₃</p> <p>87い〜に、へ、と、り〜ぬ₁、る₁、よ、た、ら</p> <p>88ろ〜に、へ、り</p> <p>89い₁〜い₄、は〜ほ₁、ほ₃、と₁〜ち₁</p> <p>90い、は、へ、と、り</p> <p>91は、ほ、り₁</p> <p>92は₁、は₃、へ、ち、ぬ</p> <p>93は₄</p> <p>94い₁〜い₅</p> <p>98へ₃、へ₅、れ₆</p> <p>99ろ₁〜ろ₅、ほ₂、と₇〜と₁₃</p>	7,850.23

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
沼田市	100ろ ₁ 、ろ ₃ 101に ₂ ～に ₅ 、へ ₂ 、へ ₄ 、へ ₆ 102ろ ₁ ～ろ ₅ 、に ₁ 、ち ₅ ～ち ₁₁ 103る ₁ 、る ₂ 、る ₆ 104ろ ₂ 、ろ ₃ 、ろ ₅ 、ろ ₆ 、ほ～へ ₂ 、る ₁ 、る ₂ 、れ ₅ 、れ ₇ 、れ ₈ そ ₂ 、そ ₃ 、そ ₅ 、そ ₇ 、な ₁ ～な ₄ 106は、に、へ 107い、ろ、ち、ぬ ₂ ～わ 108ろ、に ₃ 、に ₄ 109に、へ、と、ぬ、る ₃ ～か、つ、ね、ら、む、う ₂ 110ほ ₁ ～と、る ₁ ～よ ₁ 、よ ₃ 、よ ₄ 、れ～ね ₂ 、ね ₄ ～ね ₆ 、ね ₈ な ₁ 、な ₂ 、む ₃ ～く、や ₃ ～や ₅ 、ま ₂ 、て、さ、ゆ～め、し ₁ 111い、ろ ₂ 、に～ち、ぬ ₁ 、ぬ ₃ ～か 112い ₂ ～い ₉ 、ろ ₁ 、に、へ ₁ 、へ ₂ 、と ₁ 、ち ₂ 、ぬ～わ ₂ 、よ ₂ た ₁ 、た ₃ 、れ ₂ ～つ、ら ₁ ～む 113い、は～ほ 114い ₂ 、は、へ～つ 115い～わ ₁ 、か、よ 116ろ ₁ ～へ、と ₂ 、と ₃ 、り ₂ 、ぬ 117ほ、へ、り 118い、は、に、と、ち、ぬ ₁ 、よ、よ ₅ 、よ ₇ 、た ₁ 、た ₄ ～た ₆ た ₉ 、れ～つ 119ろ～る、わ ₂ 、よ、れ、そ、ね～な ₂ 、な ₄ 、う ₂ 、お ₁ 、く や ₁ 、ま 121い、は、ほ ₁ 125い 126ろ～に ₂ 、へ、と ₁ 127い ₁ 、い ₃ 、ろ ₁ 、は～ほ ₁ 、ほ ₃ 、ほ ₅ ～ち ₂ 、ち ₄ 128ろ、に、ほ、と～り ₁ 、ぬ ₁ 、る ₁ 、わ～か ₃ 、か ₅ 、か ₆ 129い、ほ、と～る 130ろ、は ₂ ～に ₁ 、に ₃ ～に ₅ 、ほ ₁ 、ほ ₂ 131い ₂ ～は、に ₂ 132い ₂ 、ろ ₁ 133い ₂ ～は ₁ 、に ₁ ～に ₄ 、ほ ₁ ～へ ₃ 、へ ₅ 、と ₃ ～ち ₃ 、ぬ ₁ ～ぬ ₅ る ₂ 、わ ₁ 、わ ₂ 、わ ₄ ～わ ₈ 134い ₁ ～い ₃ 、は、へ ₁ ～へ ₃ 、ち、ぬ～る ₂ 、か ₁ ～か ₃ 、た	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
沼田市	<p>そ〜つ₂、な、</p> <p>135は₆、は₇、と₁、と₂</p> <p>136い₁〜い₄、り</p> <p>137は₁〜に、へ、り〜ぬ₁、ぬ₃〜ぬ₄、る₅、わ₁〜わ₃、わ₅〜か₂</p> <p>138い₂、い₄、い₇、い₉、は、に、へ₁</p> <p>139ろ、は、ほ₁〜ほ₃、と₂、り₁〜り₃、る₁〜る₃、る₅、る₆、か₁ か₂、た₁〜そ₂、ね₁〜ね₆、な₁〜む</p> <p>140い₁〜い₅、ろ₁〜ろ₄、は〜へ、ち〜る₂、か₁、か₂、た₁〜た₃ そ、つ、な、む、う₂〜う₅、や₁〜や₃</p> <p>141い₁、い₂、は、に₁、ほ₁、と₂、ち</p> <p>142い₁〜い₆、ろ、は、へ₁〜と₂、と₄〜ち、る、わ₂〜わ₁₁ か₁〜つ</p> <p>143い₂〜い₄、ろ₁〜ろ₁₅、ろ₁₇〜へ、ち₂、ぬ₁〜た</p> <p>144に₁〜に₇、と〜り₂、ぬ、る₁、る₃、わ₁、わ₂、た、れ₁ な、お、く、あ₁、あ₂、き、み₁、み₄、み₆〜し₂、ひ₃、す₆ す₇</p> <p>145い₂〜い₁₈、は₃〜は₈、は₁₀</p> <p>146い₄〜い₁₇、い₁₉、ろ₂、ろ₄、は₁〜は₃、に₃〜に₁₆、に₁₈ に₁₉、ほ₂〜ほ₅</p> <p>147に〜と₂、ち₂、り、ぬ、る₂〜た、つ₂〜つ₄、ね〜な₄、む の₁〜や₃、け₅、け₇、け₈、け₁₀〜け₁₂、ふ、</p> <p>148い₁〜い₉、い₁₁、い₁₃、い₁₅〜ろ₂、ろ₆、ろ₇、は〜ほ₁、ほ₃ ほ₅〜へ₂、と₁、ち₂、ち₃、ち₅〜ち₇、ち₉、ち₁₅、り、わ₂ わ₃、よ₂、よ₄〜よ₇、よ₉〜よ₁₂、つ、な、お₂〜お₄、く</p> <p>150ろ、は₂〜は₁₆、は₁₉、は₂₀、は₂₂、は₂₃、ち、ぬ₁〜ぬ₃ ぬ₆</p> <p>151い₁、い₃、は、に、と₂、ち、る₁、る₃、か₁〜か₃、か₅ よ₁〜た₁、た₃、た₄、つ₁</p> <p>152い₂〜に、と₁、と₃、と₅、ち₁〜り、わ₂、た₂</p> <p>153い₁〜は₃、ほ〜そ、な〜む、の、お</p> <p>160い₁〜い₃、い₈、い₉、い₁₁〜ほ₁、へ₁、へ₂、へ₇〜と₅、ぬ る₁、わ₁、か₁〜つ₂、な</p> <p>161い₁〜い₅、ろ₁、は〜ほ₂、へ〜る₂、わ₂〜よ</p> <p>162い〜ろ₂、は₁〜ほ、ち〜り₂、る₁〜わ₁、わ₃、か₁、か₅ か₉〜よ₄、よ₆〜よ₁₂、よ₁₄〜よ₁₆、よ₁₈、よ₁₉、た〜れ₂</p> <p>163い〜ほ₃、へ₁、へ₂、へ₅〜と、ち₂〜り₂、ぬ₁〜ぬ₄、る₃</p>	

市町村		面積
沼田市	<p>る₅～わ₁、か₁、よ₁、た₁、た₂ 164 い～へ₃、ち₁、ち₂、ち₄～り</p> <p>2全 3は～ほ 4い</p>	利根 官造
片品村	<p>43ほ、へ、ち、り₃、り₅、わ、た₁、た₂、れ₂、れ₃、そ₁、つ ね、む</p> <p>44い～は、に₂～ほ₅、へ～つ、ら₁～お₂、や</p> <p>45い₁～ろ₂、は～ち₃、ぬ₁～ぬ₃、る₁、る₂、わ～か₇ よ、た、そ、つ、な～ら₂、む、う</p> <p>46へ、る₁</p> <p>47い₂、れ₁、れ₂</p> <p>48い₄、い₇、に～へ₁、へ₃、と₁、ち～ぬ、る₂～か、れ、そ₁ ね、ら₁、ら₃</p> <p>49ろ₁、ち₂</p> <p>50い、ろ₂、ろ₃、へ₃</p> <p>52ろ、ほ₁、ち₂、ち₃</p> <p>55い、ろ₄、ろ₅、は₁～に₄、と、り、る₁</p> <p>56い、ろ₁、は～ほ、と、ぬ、る₂～る₅</p> <p>57い～へ、ち～わ、れ₁～そ、ね～け</p> <p>58い～は、ほ、へ、り～よ₁、よ₃～ね、ら～お、や、け～あ き</p> <p>59け₁～ふ、え、ひ、も、す</p> <p>60い～に₁、へ₁、と、ち、ぬ、か₂～よ、ふ₁、ふ₂、え</p> <p>63い～に、へ、と、り～わ、よ、そ～ね、く</p> <p>64い₁～い₆、ろ、は、ほ、ち～ぬ₁、る～わ₃、た₄～た₆、そ</p> <p>65い₁～ぬ₂、ぬ₆、る₁、か、た</p> <p>66い₁～い₅、は～ほ、と～り₁、り₅～り₇、る₁～わ₂ か₂～た₁、た₄～た₈、れ</p> <p>67に～へ₂、ち～り₂、る₂、れ₁、そ、ね₁～ね₃、な₂ む₁～む₂</p> <p>68ろ、へ、ち、り</p> <p>69り₁、り₂、ぬ、る₂</p>	2,288.16

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
片品村	70い ₁ 71い ₁ 、い ₂ 、ろ ₂ ～る ₁ 72い ₁ 、い ₄ ～ろ、は ₂ 、は ₄ 、は ₇ 、は ₈ 74い ₃ 1 全	伊閑町 官造
川場村	18い～ほ、ち～か、よ ₂ ～よ ₄ 、よ ₆ 、た ₂ 、ら ₁ 、ら ₂ 、ら ₅ 20い ₁ ～い ₃ 21い ₁ ～へ 22い ₁ ～に、へ、と、ち ₂ 、ち ₄ ～わ ₁ 23い ₁ ～る ₄ 、わ ₂ ～か、た～む 24ほ ₁ 、ほ ₃ ～ほ ₅ 、ほ ₈ ～ほ ₁₀ 、り ₂ 、ぬ 25に ₁ 、に ₂ 、り ₁ ～り ₄ 、り ₆ 29い ₂ 、い ₃ 31に ₁ 、に ₂ 、へ、ち～ぬ、る ₂ 、か、た、れ ₂ 32は ₁ 、に、へ ₃ 、と ₁ ～ち、ぬ、る ₂ 、ね、ら～む ₁ 、う ₁ 、う ₂ 33い ₁ ～に ₃ 、へ～る ₃ 、る ₅ ～わ ₂ 、た、つ 34ろ ₁ 、は ₁ ～ほ ₃ 、と ₃ 、り ₁ ～る ₁ 、よ～ね、ら～う ₁ 35い、ろ ₁ 、は～ほ ₂ 、ち～り ₂ 、る ₁ 、る ₆ 、わ ₁ 、か ₁ ～か ₄ た、 36い～と、ち ₂ ～ぬ、る ₂ 、わ 37全 38い、ろ、は ₂ ～に、へ、と ₃ ～か ₂ 、よ ₂ 、た、れ ₂ 39い～へ、ち、ぬ～れ ₃ 、れ ₅ 、つ	1,861.79
昭和村	154い～へ ₁ 、と ₁ ～と ₅ 、ち ₁ 、ち ₂ 155い ₂ ～り ₃ 、る ₁ 、わ～た、そ ₁ ～け 156い ₁ ～ぬ ₁ 、わ ₁ 157は～へ ₂ 、ち～る ₂ 、わ ₁ 、よ～つ ₂ 、な、ら ₂ ～む ₁ う ₁ 、う ₂ 158い ₁ ～い ₃ 、い ₅ 、い ₆ 、い ₈ ～ぬ ₂ 、ぬ ₄ ～か ₂ 159 い ₁ ～ほ ₁ 、へ～か、よ ₃	1,003.99

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	<p>201い、ろ、は₂～は₈、に₂、に₃、に₆、へ₁、へ₂、ちぬ～わ、よ₂、た、れ₁、ね～む、う₂、く₁、や、け₁、ふ₂こ</p> <p>202い～へ₁、と、ち、ぬ、る₁、わ～そ、ら、む、う₂～お、やけ、こ～め₂、し₂、ひ、も₅、も₇、も₉～す₁、す₃</p> <p>203い～た₃、な～う₁、の₁、お～や₂、ま₂～て、さ～ゆ₁め₁～み₂、ひ、も</p> <p>204ろ～は₃、に～ち、ぬ、る₁、わ₁、わ₂、よ～つ₂、ね</p> <p>205い、ろ、は₂、ぬ₁、ぬ₂、る、わ₂～よ、れ₁～れ₅、つ～ら₁ら₃～む₂</p> <p>206い₃～い₉、い₁₁～い₁₆、ろ₄、ろ₆～と、ぬ、か₂、た</p> <p>207ろ₁、ろ₂、は₃～は₁₁、ほ、へ、ち～る₁、わ₁、わ₄、か₁か₅～か₁₀、よ、れ、つ</p> <p>208い～ぬ、わ₁～れ、つ～な、む、お₁～や、け₁、け₂、け₄け₅、ふ、え₂、て</p> <p>209い～ほ₂、へ₂、と、り～つ₆、な、ら</p> <p>210ろ₁、ろ₂、ろ₄～ぬ、る₂～る₇、か、そ₁、ね～こ</p> <p>211ほ₂～と、り、ぬ、る₂、わ、よ₁、よ₂、れ、ね、の₁、の₂お、く、ま～け₂、こ～あ₅、き、め₁～み₂、ひ₁～す₁</p> <p>212は₂、ほ₁～と₂、る₁、る₂、か₁、か₂、よ₁～よ₅れ₁～つ₄、な、ら₁、む、う、お～く₂、や、ま、ふ、え、てし₁、ひ₁、ひ₃、ひ₅、ひ₈～も₁、せ₃、せ₄、す₁</p> <p>213い～は₁、は₃～へ、り、る～わ₃、か₃、た₁、れ、そ₁な₁～な₃、</p> <p>214い₁、い₂、ろ、に～へ₁、り、る、か、け、こ</p> <p>217む₁</p> <p>218ろ₂、に、ち₂、る₃</p> <p>219い₃～い₄、ろ～ほ、と₂、と₄～ち、ぬ₂、る₃</p> <p>220 へ₁、へ₂、り</p> <p>221 ぬ₂</p> <p>223 ち</p> <p>224ぬ、か、た、な</p> <p>246る、わ、か、た～な、む～け₁、ふ、こ₃～あ、き₃き₅～め₁、し₁、し₃、し₄、ひ₂、ひ₈～ひ₁₀</p>	<p>3,975.72</p>

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	247い ₁ 、い ₃ 、は、に、り ₁ 、り ₃ 、ら、む ₅ 、う ₃ 〜く、ま、ふ て ₁ 、て ₂ 248い〜は、へ、れ ₁ 、そ、ね ₁ 〜な、う、の、く、や、け〜て 249い〜は ₈ 、は ₁₂ 〜ほ、ち ₁ 、ぬ ₁ 、ぬ ₂ 、る ₂ 〜る ₄ 、わ、か た〜つ、ら、う ₁ 〜め ₂ 、み 250い〜は ₁ 、に〜ほ ₂ 、と ₁ 、ち〜り ₂ 、る ₂ 、か ₁ 、よ〜そ ₃ つ ₁ 〜な ₁ 、な ₃ 、ら ₁ 、ら ₃ 、ら ₅ 、ら ₇ 、う〜く ₂ 、や ₁ 〜や ₄ け ₂ 、け ₄ 〜て ₁ 、あ〜き ₂ 、き ₂ 〜ゆ ₃ 251ほ、ぬ〜る ₂ 、わ ₄ 、う ₁ 、う ₄ 252は、に、へ ₁ 〜と、ち ₆ 、ち ₇ 、ぬ、る ₂ 、か ₁ 、か ₂ 253い、ぬ、そ 254い、れ ₁ 、ら ₂ 、の、お、ゆ、め 255る 256い ₄ 〜い ₁₀ 、い ₁₂ 、ろ、は ₂ 、に、ほ ₁ 、へ、ち ₁ 、り、ぬ、わ ₁ わ ₂ 、か〜そ ₁ 、つ〜な、む、の ₁ 、の ₂ 257い〜は ₂ 、ほ、と ₁ 、る、わ 258い、は、に、り〜る ₁ 、わ、よ、れ、つ、ね ₂ 〜ね ₄ 、む、う ₂ の、く ₁ 、ま、こ ₂ 〜あ 259い ₁ 、に ₁ 、ほ、へ、ち〜ぬ、る ₂ 、わ、か ₁ 、よ、れ〜ら、う ₁ う ₂ 、く ₂ 、く ₃ 、く ₅ 、く ₆ 、や ₂ 〜け ₃ 、こ ₃ 〜し、ひ ₂ 、せ 260い、へ、る ₂ 、わ、よ〜れ 261は 262い、は、に、り、る ₁ 〜る ₄ 263ろ、は、へ ₂ 、ち、た 302ろ、へ ₁ 〜へ ₃ 、へ ₅ 、へ ₆ 、と ₃ 、と ₆ 〜ち ₂ 、ち ₄ 〜ち ₆ 、り ₁ ぬ ₁ 〜ぬ ₃ 、ね ₁ 〜ら、う ₁ 〜う ₃ 、や〜ま ₄ 、け、こ、て〜さ め、し ₁ 、し ₂ 、ひ ₄ 、ひ ₅ 、も ₂ 〜も ₅ 、せ ₁ 〜せ ₈ 、せ ₁₁ せ ₁₂ 、す ₃ 、す ₅ 、す ₁₁ 、す ₁₇ 、す ₁₉ 、す ₂₀ 303い〜は、ほ、ぬ〜る ₂ 、わ〜れ、つ ₁ 、つ ₂ 、ら ₁ 〜ら ₆ 、の く ₂ 、ま 304い、は ₁ 、に ₁ 、に ₄ 、ほ、へ、ち ₁ 、り ₂ 、ぬ、わ ₁ 、か ₁ よ〜れ ₂ 、れ ₄ 、れ ₅ 、な ₁ 〜む、お ₁ 〜く ₂ 、く ₄ 〜や、こ て ₁ 〜あ ₂ 、あ ₄ 〜き ₁ 305い ₁ 〜ろ、と 306い〜ろ ₃ 、ほ、へ、ち、り、か、よ、む、う ₁ 、の、お 307い〜ち、ぬ〜る ₂ 、か ₁ 〜た、そ、つ、な、ら	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	311ろ、り、る ₁ 、る ₂ 、か 312は、に ₁ 、ほ、へ、よ～ね、さ、ゆ ₁ 、み～し ₂ 、ひ ₂ 、も 313ほ、と～る ₂ 、よ、た ₂ 、た ₃ 、れ、そ、ら、の、く、や ふ～え ₅ 、き、み ₂ ～み ₅ 、し ₁ ～ひ、せ～す ₂ 、す ₄ 、す ₅ 314に ₁ 、よ ₃ 315ち、ぬ、わ～れ ₃ 316り 323ち 324ろ、は、ほ ₁ 、と、ね 326ち ₁ ～ち ₄ 、ま 327い ₁ 、う ₁ 、う ₂ 、き～み 328い、は～へ ₁ 、と、り、よ、れ ₁ ～つ ₃ 、つ ₅ 、つ ₆ 、む、お く ₁ ～く ₄ 、や、ふ ₁ 、ふ ₂ 、て、さ、ゆ～み ₁ 329ほ、り、よ、ね ₁ ～ね ₃ 330い～に、へ、と、り～か ₂ 、よ ₂ 、れ～つ、な、う ₁ 、う ₂ 、く 331ろ、に ₂ 、ほ ₂ ～ほ ₅ 、ち～る ₃ 、よ～そ、む、う 332に ₃ ～へ、る ₂ 、れ～ね、む～え ₂ 333ろ、に ₇ ～に ₉ 、に ₁₁ 、ほ、と ₁₃ ～と ₁₆ 、り ₂ 336ほ、へ、れ ₁ ～ね 340い ₂ 359ろ ₃ 、ろ ₆ 360は ₁ 、は ₂ 、に ₁ 、ほ ₁ ～ほ ₃ 362は～へ、ち、り、る ₁ ～わ、た ₁ 、た ₃ 、た ₅ ～そ ₂ 、ね ₁ 、む う ₁ 、う ₂ 、え、み、ひ 363い ₁ 、い ₂ 、ろ ₁ 、ろ ₂ 、は ₁ ～ほ ₂ 、へ ₂ 、へ ₃ 、ち ₁ 、ち ₃ ～わ ₂ よ～な ₄ 364は～ほ、と、ぬ～る ₂ 、た、な ₁ 372い ₁ 、は、に 373な ₁ ～ら 374は ₁ ～に ₂ 377は～へ 378い～ほ ₁ 、へ～ぬ、る ₂ 、わ ₂ ～わ ₄ 、わ ₆ 、そ ₁ 、う、お 382ろ、は、へ 383い ₃ 、い ₄ 、い ₉ 、と ₁ ～と ₅ 、わ ₁ 、わ ₂ 、れ～つ、な、ら、の ₂ 384い、へ ₁ ～と、り ₁ 、り ₂ 、ぬ～よ、の ₄ 、ふ、え、あ、さ み、し ₁ 、し ₃ 、も ₂	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
	385ろ、に、へ ₁ 〜と、ぬ 386い ₁ 、い ₂ 、ろ〜ち、ぬ、わ ₁ 、わ ₂ 、た 388は ₁ 〜は ₃ 、に ₂ 、へ ₁ 〜と、ぬ、る ₁ 、か、よ、そ、な〜ら 1い〜へ 2ろ、に、ほ、へ、ち、り、ぬ、る ₂ 、わ、か、よ 3い、ろ、に、ほ	月夜野 官造

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計 画 期 末	参 考 (現 況)			
			水 土	共 生	循 環	
面 積	育成単層林	24,908	24,115	19,047	3,850	2,011
	育成複層林	8,878	9,671	7,651	1,213	14
	天然生林	52,308	52,308	31,257	20,967	84
森林蓄積 m ³ /ha		144	161			
林道整備率 %		32.9	34.9			

(注) 1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為*₁により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐*₂等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層*₃を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

* 1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

* 2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

* 3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注) 2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,109	1,083	26	249	234	15	860	849	11

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,004	494

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		59,875.88
沼田市	1い、は、ほ ₁ ～ほ ₃ 、と～わ、た～イ ₁ 、ロ ₂ ～ハ ₃ 2い～な、む～う ₃ 、ロ 3い ₁ ～ひ ₂ 4全、5全 6ろ ₁ ～か、た～ロ 7い ₁ ～に、り、ぬ、わ、か、た～ハ ₅ 8い ₁ ～る ₇ 、か～ロ 9全 17い ₁ ～ろ ₁₂ 、に ₁ ～る ₁ 、よ～イ、ハ 40と～ち、か～イ ₂ 41い、に ₁ ～イ 42い ₁ ～か、た～う 73ろ 75ろ、ほ ₁ ～ち ₃ 、り～わ ₁ 、わ ₃ ～よ 76い、ろ、へ～わ 78全、79全 80い ₁ ～は、イ 81い～ほ、イ ₁ ～イ ₃ 84～86全 87い ₁ ～ほ ₁ 、へ～ち ₂ 、ち ₅ ～う ₂ 、ロ 88い ₂ ～イ 89～93全 94い ₁ ～と 95い ₁ ～に ₇ 96全 97い ₁ ～い ₉ 、イ ₁ ～イ ₅ 98全、99全 100い ₁ ～は ₃ 、に ₂ ～ほ ₁₂ 101全、102全 103い～る ₁₀ 、イ 104全	21,052.43

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
沼田市	105い～ほ ₃ 106い～か 107全 108い～に ₄ 109い～る ₂ 、わ～た、つ～う ₁ 、の～く ₂ 、ロ ₁ ～ロ ₅ 110い～る ₂ 、よ ₂ ～む ₃ 、う ₃ ～す ₂ 、ロ～ニ 111い～へ、ち～る、か 112い ₁ ～は ₂ 、ほ ₁ ～む、ロ ₁ ～ロ ₄ 113～118全 119い、ろ、に～ま、ロ 120全 121い～へ、イ ₁ 、イ ₂ 122全 123い ₁ ～い ₁₃ 124い ₁ ～ろ ₄ 、ろ ₆ ～ろ ₉ 125全、126 全 127い ₁ ～に ₂ 、ほ ₂ ～イ ₂ 128い、は～よ 129い～ち、る 130全、131全 132い ₁ ～は ₆ 133～136全 137い～か ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 138全 139い～か ₂ 、た ₁ ～ね ₁ 、ね ₃ ～ロ、ホ 140全、141全 142い ₁ ～つ、ハ 143全 144い～は、ほ～ね、ら～ま、ふ～て、さ ₁ ～す ₁₀ 145全、146全 147い ₁ ～へ、ち ₁ 、ち ₂ 、り～わ、れ～ね、な ₂ 、な ₄ 、む、う ₂ う、や ₃ ～ま ₂ 、け ₃ ～け ₁₇ 、こ～イ ₁ 、ト 148い ₁ ～ゆ ₂ 、め、み、イ ₂ 149い～わ ₅ 、か～れ ₂ 、そ～つ、な ₁ 150全、151全 152い ₁ ～へ ₁ 、と ₁ ～ら	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
沼田市	153い ₁ ～た、つ～お 160い ₄ ～り ₂ 、る ₁ ～ら、ロ 161全 162い～ろ ₃ 、は ₂ ～に ₂₀ 、へ～る ₂ 、わ ₂ ～れ ₂ 163ろ～た ₃ 164い～は、ほ ₁ ～ち ₅ 165全 166い、 167い～へ、イ 168全、169全 171い ₁ 172い～へ、ち～イ ₂ 、ロ ₂ ～ロ ₅ 173～177全	
片品村	43い～へ、ち～た ₂ 、れ ₂ ～イ ₂ 44い～わ、よ～ら ₃ 、う ₁ ～ま 45ろ ₁ ～は、ほ～ロ 52い～ち ₃ 、イ 55い、ろ ₂ ～に ₄ 、へ～る ₁ 56い～ろ ₂ 、に ₁ ～か 57い～ち、る ₁ ～た、れ ₂ ～イ 58ろ、に～れ、つ～ら、う、の、や、け～て ₁ 、あ、き 60へ ₂ ～ぬ、か ₂ ～よ、れ、う ₂ ～て、め、ロ ₁ 、ハ 61つ ₁ 、ね～ら、ニ ₂ 62い ₁ ～に、と、よ ₁ ～イ ₅ 63い～そ、ね～イ 64い ₁ 、い ₃ ～ぬ ₁ 、る、よ～た ₅ 、れ、そ、ハ ₁ 、ハ ₂ 65い ₁ ～ろ、り～わ、よ ₁ ～れ 66い ₃ 、い ₄ 、ろ～り ₄ 、り ₇ ～れ、ハ、ニ 68ち～イ 69ぬ～る ₂ 70全 71ろ ₁ ～に ₂ 、へ～よ ₂ 72全	4, 149. 94

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
	73い ₁ ～い ₄ 74全	
川場村	18に、ほ、イ 21ろ～へ、ロ 22い ₁ ～わ ₁ 、イ 23い ₁ ～ぬ、る ₃ ～れ、つ～イ 24い、は ₁ ～に ₁ 、に ₄ ～に ₆ 、ほ ₈ ～ほ ₁₀ 32い～へ ₄ 、と ₂ ～う ₁ 33い ₁ ～れ、つ、イ ₁ 、ロ 34全、35全 36ろ～イ ₂ 37は ₁ ～ぬ 38い～と ₃ 、と ₅ ～れ ₂ 39い、ろ、に ₁ ～り、わ～イ ₃	2,487.93
昭和村	154全 155い ₁ ～る ₁ 、わ～の ₂ 、く～け 156全 157は～と、り ₁ ～よ、れ～む ₁ 、う ₁ 、う ₂ 158い ₁ ～ぬ ₂ 、ぬ ₄ ～か ₂ 159い ₁ ～へ、ち、り、る ₁ ～る ₃ 、わ、よ ₁ ～よ ₃	1,072.63
みなかみ町	201は ₁ ～る ₁ 、わ～よ ₁ 、よ ₃ ～よ ₁₁ 、れ ₁ ～や、け ₁ ～イ ₃ 202い～け、こ～し ₂ 、も ₁ ～も ₁₀ 、す ₁ ～す ₃ 、ロ ₁ ～ロ ₆ 203い、は～う ₁ 、の ₁ ～こ、て～イ ₂ 、イ ₄ ～イ ₁₀ 204い～る ₁ 、わ ₁ ～よ、た ₂ 、そ～ね、 205り～ぬ ₂ 、わ ₁ ～む、ハ ₁ 、ハ ₂ 206い ₁ ～る、わ ₂ ～イ ₃ 207ろ ₁ 、ろ ₂ 、は ₂ ～へ、と ₃ ～そ、イ ₁ ～ロ 208ろ～は ₃ 、ほ～た、そ～て	31,112.95

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	209に～り、ぬ ₃ ～ら 210ろ ₁ ～に、と、り～る ₅ 、る ₅ 、わ ₂ ～か、の～こ211ほ ₂ ～イ 212い～は ₁ 、に ₁ ～ほ ₂ 、ち ₁ ～ぬ ₂ 、わ ₁ ～し ₂ 、ひ ₂ ～ひ ₇ ひ ₉ ～す ₁ 、す ₃ ～す ₆ 、ロ 213い～れ、そ ₂ ～ね ₂ 、な ₄ ～や 214い ₂ ～イ ₂ 215全 216ち、り ₁ ～こ、て ₁ ～あ ₂ 、ロ 217ろ ₂ ～イ ₂ 218い ₁ ～な 219い ₁ ～ね、ロ ₁ 、ロ ₂ 220い～は、ほ、と～り ₁ 、ぬ ₁ ～よ、れ、イ ₂ 、ロ ₂ 221い ₂ ～は ₁ 、に、り ₁ ～ぬ ₁ 、ぬ ₃ ～る ₁ 、わ、か、た、そ ₁ ～ら の～お ₂ 、く ₂ ～こ、て、き ₁ ～し ₇ 、も ₁ ～せ ₂ 、す ₂ ～イ ₁ 、ロ 222い、は、ち、ぬ ₁ ～る ₃ 、か 223い～と、り～く ₂ 224い ₁ ～り、る ₁ ～わ、よ、れ ₁ ～ね ₂ 、ら～イ 225～232全 239い～ぬ、る ₂ ～イ 240全 241い～う ₃ 、ロ～ハ ₅ 242い ₁ ～に ₈ 、イ ₁ 、イ ₂ 243い ₁ ～ろ ₇ 244全 245い～さ、ロ ₁ ～二 246い～か、た～て、さ～ひ ₁₀ 、イ～ホ 247い ₂ ～た ₃ 、つ～イ ₃ 248は～た、れ ₂ ～な、う、お～ふ、え、て、ロ、ハ 249ろ～る ₅ 、う ₁ ～う ₄ 、の ₃ ～の ₅ 、け ₁ ～え、あ ₁ ～ひ、ロ ₁ 、ハ ホ 250い～は ₂ 、に～ほ ₂ 、て ₂ 、き ₂ ～め 251う ₄ 252い ₁ ～ろ、ほ ₁ 、ほ ₃ 、と、ロ 254へ ₃ 255と ₂ ～か 256い ₁ ～ぬ、わ ₁ ～お	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	257全 258い～ね ₇ 、ら ₁ ～あ、ロ ₁ 、ロ ₂ 259い ₁ ～ち、る ₁ ～れ、ね～く ₁ 、く ₃ ～イ 260全 262ろ～に、と～か ₂ 263全 302い、は ₁ ～ぬ ₅ 、わ、ね ₁ ～も、せ ₂ 、せ ₃ 、せ ₆ ～ロ 303い～ね、ら ₁ ～イ ₆ 304い、ろ、は ₂ ～に ₆ 、へ～ら ₁ 、ら ₃ ～イ ₈ 、ニ、ホ、チ 305全 306い～と、り～け、こ～イ、ハ ₁ 307い～り、る ₁ ～こ、ロ 311い～の ₂ 312い～と ₁ 、り ₁ 、ぬ ₁ 、る～な ₂ 、ホ ₁ 313ち～る ₁ 、わ～そ、ら、む、の～け ₁ 、ふ～す ₅ 、ホ ₁ ～ト ₂ 314い、は～に ₂ 、る～よ ₃ 315い、ろ、に～お 316い、ろ、へ～る 323い、と～り、ニ ₁ 324ね ₁ ～ね ₃ 、ら～い～ち、ぬ～そ、ね 325全 326い～と、り～や、け、さ～す ₇ 、ハ ₁ 、ハ ₃ 327い ₂ 、へ～ぬ、わ、か、た～そ、ね、な、こ ₃ ～こ ₇ 、え～き み～ひ、せ、ハ 328い～お ₂ 、く ₂ ～ロ ₅ 329い～り、よ～つ、ね ₃ 、ね ₃ 330い～た、ね～イ 331い ₁ ～た、そ～う 332全、333全 334い ₁ ～は、イ ₄ 335い ₁ ～イ 336い ₁ ～お、ハ～ホ ₂ 337全、338全 339い ₁ ～い ₃ 340～356全 357い ₁ ～ぬ	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	358い ₁ ～い ₅ 359い ₁ ～に 360い ₁ ～つ ₈ 、イ、ロ ₁ 361い～ほ ₂ 、と ₁ ～ち ₁ 、り 362い ₁ ～た ₂ 、た ₅ 、れ、そ ₃ ～な ₁ 、な ₃ ～せ ₂ 363い ₁ ～イ、ハ ₁ ～ハ ₃ 364い ₁ 、い ₃ ～ろ ₁ 、ろ ₃ 、に～り ₁ 、ぬ～る ₄ 、た、そ ね～な ₃ 、む ₁ 365つ 367り ₈ ～ぬ ₁₂ 368い、わ ₇ ～れ、つ、ね 369い～る ₇ 、よ、れ～ね ₃ 370は ₂ ～へ ₂ 、ち～た ₈ 、れ～ね ₅ 371い～た 372全 373る ₂ ～そ、ね、む～の ₅ 374い ₁ ～ろ、ほ ₁ ～わ ₁ 375い～は、と ₁ ～り 376全 377い～て ₁ 、て ₃ ～あ ₂ 378い、は ₁ 、に～イ ₃ 379い ₁ ～に、イ 380全 381い～と 382い ₁ ～へ 383い ₁ ～ろ、と ₁ ～イ 384ほ～つ ₁ 、な～う、の ₃ ～や ₂ 、ふ～き、み～し ₃ 、ロ、ニ 385よ～れ、つ～き 386い ₁ ～は、ほ ₁ ～な、う ₁ ～お 387全、388全	

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		34,608.60
沼 田 市		3,768.59
	1か～よ、ロ ₁ 2イ 10～13全 14い ₁ ～か、よ ₃ ～ハ 15い ₁ ～ぬ、る ₂ 、る ₄ ～イ ₂ 16い ₁ ～と ₁₁ 、ぬ ₂ 、る ₂ 、わ ₃ ～わ ₅ 、イ ₂ 17る ₂ ～か ₂ 80に 81へ～り、イ ₄ ～ロ ₇ 82全、83全 94ち ₁ 、ち ₂ 95ほ～と 97ろ 100に ₁ 105へ 106よ 109れ、そ 121と、ち 123ろ、は 124ろ ₅ 、は 132に 148ゆ ₃ 、ゆ ₄ 149わ ₆ 、れ ₃ 、ね、な ₂ ～ロ 166ろ ₁ ～は 167と 170全 171い ₂ ～ほ ₂ 172と、ロ ₁	
片 品 村		4,275.26
	46い ₁ ～ぬ ₂ 、る ₂ ～ハ ₃ 47い ₁ ～た、ホ ₁ 、ホ ₂	

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
片品村	48い ₁ ～や、ロ、ニ、ホ 49～51全 52り ₁ ～か ₃ 53全 54い ₁ ～よ、ハ ₁ ～ハ ₄ 55ろ ₁ 、に ₅ ～ほ ₂ 、る ₂ 、る ₃ 58お、く、ま、て ₂ 、さ、ゆ ₁ ～み、ロ 59い～ま ₄ 、こ、て～し ₅ 、せ ₁ 、せ ₂ 、イ ₆ 、ホ ₂ 、ト 60ろ～へ ₁ 、る ₁ ～か ₁ 、た、そ～う ₁ 、あ～ゆ、ロ ₂ 61い～そ、つ ₂ 、む～あ 62ほ、へ、ち～か 67い～は、ほ、へ ₃ ～と、ぬ ₁ ～ら ₄ 、ハ ₁ ～ハ ₃ 68い、は ₁ ～ほ、と、ハ 69い～ち ₃ 、り ₃ 、わ ₁ ～そ 77全	
川場村	18へ～り、る ₂ 、よ ₁ 、よ ₃ ～な ₅ 、ら ₂ ～ら ₄ 、ら ₆ 19い～イ、ハ ₁ 20ろ～イ 21と ₁ ～イ 22わ ₂ 24ろ、に ₂ 、に ₃ 、ほ ₁ ～ほ ₇ 、へ～ハ ₂ 25い～り ₁₁ 、ロ、ハ 26い ₅ 、イ 27い ₃ 、イ 28い ₁ ～に ₃ 、へ 29い～へ ₃ 30い～る ₄ 、ロ ₁ ～ロ ₄ 31全 39に ₁ ～り、わ～イ ₃	1,672.70
昭和村		16.88
	157い、ろ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	203う ₂ 、イ ₃ 206わ ₁ 211い～ほ ₁ 216い～り、え、ハ217い、ろ、ロ 218ら～イ 219ハ 220に、た ₁ ～た ₂ 、ニ ₁ ～ホ 221い ₁ 、ほ～ち、る ₂ 、よ、れ、む～う ₂ 、く ₁ 、え、あ、さ ひ、す ₁ 222ろ、に～と、り、わ、よ～イ、ハ、ニ 233い ₂ ～は、ロ～ホ 234～ 238 全 239る ₁ 、ロ 242ほ ₁ ～ほ ₂ 243は ₁ ～は ₂ 246も～す 247れ、そ 248ら ₁ ～む、あ ₁ ～イ 250は ₃ 、へ 251い ₁ ～に ₂ 、へ～り ₂ 、わ ₁ ～む ₃ 、う ₂ 、う ₃ 、の～く、ト ₁ ～ヌ ₃ 252ほ ₂ 、ち ₁ ～る ₁ 、わ ₁ 、わ ₂ 、よ～つ、ハ ₁ ～ハ ₃ 253ろ～り、る ₁ ～れ、つ～お 254ろ～へ ₂ 、と～ら ₁ 、ら ₃ ～う ₅ 、く～き、し ₁ ～せ ₈ 255い～と ₁ 、イ、ロ 301全 302る ₂ ～る ₄ 、か ₁ ～つ 303な 308全、309全 310い～は、ロ～ハ ₃ 311お、く 312と ₂ ～ち ₂ 、り ₂ 、ぬ ₂ 、な ₃ ～め、し ₁ ～せ ₄ 、ニ、ホ ₂ 313い ₁ ～と、け ₂ 314に ₃ ～り 316わ ₁ ～れ、ロ ₁ ～ロ ₃	24,875.17

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
みなかみ町	317全 318い～と、ニ～ホ ₄ 319 い～イ ₂ 、イ ₆ 、イ ₇ 、イ ₁₀ 、ロ 320～322全 323ぬ、ニ ₂ 、ニ ₃ 334イ ₁ ～イ ₃ 、ロ 335ロ ₁ ～ロ ₃ 339ろ～イ ₃ 346～ 348 全 357る～イ ₂ 358ろ～イ ₄ 359ほ～イ ₃ 360ね ₁ 、ね ₂ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 361へ、ち ₂ 、イ ₁ 、イ ₂ 364り ₂ 、わ～よ ₂ 、れ、つ、な ₄ ～ら ₂ 、む ₂ 、む ₃ 365い～そ 366全 367い～り ₇ 、る ₁ ～ロ 368ろ～わ ₆ 、そ、イ 369わ、か、た 370い～は ₁ 、へ ₃ ～と、た ₉ 371れ 373い ₁ ～る ₁ 、つ、イ 374わ ₂ 375に ₁ ～へ、イ 377て ₂ 381ち 382と 383は～へ 384ろ～に、つ ₂ ～ね ₂ 、の ₁ 、の ₂ 、ま、け、ゆ、め、し ₄ ～も ₁ も ₃ ～す ₉ 、ハ 386ら～む ₂	

(3) 伐採方法その他の施業を特定する必要のある森林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			12.96	択伐とする
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため、伐採方法を特定する必要のある森林	川 場 村	19 ^{へ₃} 、 ^{へ₆} 、 ぬ ₃ ～ぬ ₄	12.96	

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針 葉 樹	広 葉 樹	
開設	総 数		11路線	22,270	1,303.91	135,465	66,175	
	自動車道	沼 田 市	こもぎ林道 小捨沢支線	1,900	47.33	8,012	2,666	
			こもぎ穴原	1,600	112.44	19,387	4,711	
			大 洞	4,000	149.42	11,653	8,952	
			モ 口 山	5,200	381.22	28,227	19,906	
			高 泉	480	28.40	2,436	1,063	
			赤 城 沢	600	24.47	2,794	177	
			計	6路線	13,780	743.28	72,509	37,475
		川 場 村	谷 山	5,500	291.33	36,137	9,259	
			赤 倉	390	21.84	2,017	440	
			溝 又 川	200	22.23	1,691	1,506	
		計	3路線	6,090	336.03	39,845	11,205	
		みなかみ町	桜 沢	1,800	113.00	8,165	9,230	
			手 小 屋	600	111.60	14,946	8,229	
		計	2路線	2,400	224.60	23,111	17,495	

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設・ 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考	
					面 積	材 積		
						針葉樹		広葉樹
拡張	総 数		80路線	8,240				
	自動車道 (改良)	沼 田 市	子 持 山	400			擁壁外	
			前山・船ヶ鼻 (船ヶ鼻)	60			法面保護	
			屋 形 原	60			溝渠外	
			佐 山	100			擁壁外	
			石 墨	20			擁壁外	
			奈 女 沢	60			〃	
			新 地	400			法面保護	
			倉 見 沢	200			擁壁外	
			利根栗原川	1,000			擁壁外	
			赤倉・大白沢 (大白沢)	40			〃	
			こ も ぎ	120			擁壁外	
			高 泉	160			〃	
			二 又 沢	60			〃	
			ケ ヤ キ 沢	200			法面保護	
			根 利 平 川 (根利平川)	200			法面保護	
			鹿 俣 沢	40			擁壁外	
			新 地 林 道 袈裟丸支線	80			〃	
			黒 岩	40			〃	
			柏 段	60			法面保護	
			高 場 沢	40			擁壁外	
			穴 倉	60			〃	
			こ も ぎ 穴 倉	20			〃	
			こ も ぎ 林 道 小捨沢支線	60			法面保護	
			高 泉 林 道 第一支線	40			擁壁外	
			高 泉 林 道 第二支線	40			溝渠外	
			赤 城 沢	40			〃	
			皇 海	20			法面保護	

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考	
					面 積	材 積		
						針葉樹		広葉樹
拡張	自動車道 (改良)	沼 田 市	屋 敷	20			溝渠外	
			栄 沢	80			法面保護	
		計	29路線	3,720				
		片 品 村	武 尊 ・ 塗 川 (塗 川)	160			法面保護	
			武 尊 ・ 塗 川 (塗 川 江 戸 沢)	100			〃	
			武 尊 ・ 塗 川 (前 武 尊)	160			溝渠外	
			武 尊 ・ 塗 川 (西 俣 沢)	60			〃	
			金 井 沢	40			〃	
			田 子 地	40			横断溝外	
			飯 内	40			〃	
			十 二 沢 第 一	20			〃	
			十 二 沢 第 二	40			溝渠外	
			天 狗 岩	40			横断溝外	
			計	10路線	700			
			川 場 村	赤 倉 林 道 滝 の 沢 支 線	40			擁壁外
				溝 又 川	60			横断溝外
		中 沢		40			溝渠外	
		中 野		60			擁壁外	
		計		4路線	200			
		み な か み 町	雨 見	300			擁壁外	
			万 沢 (赤 沢)	400			法面保護	
			南 ケ 谷	160			溝渠外	
			赤 谷	260			擁壁外	
			小 出 俣	140			横断溝外	
			茂 倉	60			擁壁外	
			保 土 野	200			溝渠外	
			宝 川 (栗 沢)	40			横断溝外	
			母 谷	100			溝渠外	
			檜 俣	400			法面保護	
			大 峰	100			擁壁外	

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考		
					面 積	材 積			
						針葉樹		広葉樹	
拡張	自動車道 (改良)	みなかみ町	大 峰 林 道	40			"		
			大 沼 支 線						
			笠 原	20			溝渠外		
			姉 山	20			"		
			南 山	100			擁壁外		
			西 山	60			横断溝外		
			霧 峠	40			法面保護		
			大 沼	20			横断溝外		
			三 峰	40			"		
			三 峰 林 道	60			溝渠外		
			三 峰 支 線						
			赤 沢	120			法面保護		
			法 師	20			溝渠外		
			栗 生 沢	20			横断溝外		
			栗 生 沢	20			"		
			向 山	40			溝渠外		
			谷 川	40			横断溝外		
			栗 沢 林 道	20			"		
			中ノ沢支線						
			宝川(宝川)	200			擁壁外		
			武尊・塗川 (武尊)	20			横断溝外		
			田 代	80			擁壁外		
			大 沢	60			"		
			大 沢 林 道	40			横断溝外		
			竹ヶ沢支線						
			檜 俣 林 道	60			"		
			座々良支線						
			先 倉	140			"		
			矢 田 沢	40			"		
			計	35路線		3,480			
			昭和村	糸 之 瀬		80			溝渠外
				昭 和		60			横断工外
			計	2路線		140			

別表7 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(1) 所在及び面積等

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	備 考	
市 町 村	地 区		(該当する保安林種)	
総 数		74,227.29		
沼田市		16,019.14		
	(5、8)、9、(10～13)、(17、41 73、78、79)、80～83、(84、85、92 ～101)、125、(138～140、143、165)、 166～177	10,687.93	水源	
	14～16、(91、102、103) 122～124、(141、142、144)	3,091.43	水源	土流
	(42)	33.49	土流	干害
	(75、76、87)、89、(90) (104～107、109、132、135)	1,992.95	土流	
	145、146、(147、148) 149～151、(152～153)			
	(110)	64.89	土流	土崩
	(112)	13.40	干害	
	(88、114、118、137)	44.29		
[利根官造]	2～4	90.76	水源	
片品村		4,859.20		
	52～53、(54)、55、62、77 48～51、(56)	2,463.57	水源	土流
	(43、57、60～61、63、70) (72～73)、74	1,573.60	水源	
[伊閑町]	1	791.68	土流	
		30.35	水源	
川場村		4,143.71		
	18、20～22、(23～24、31、 34～39)	2,280.61	水源	土流
	(19)、25、28～30、32、(33)	1,221.58	水源	
	26～27	559.37	土流	
	(33、37、39)	82.15		

- (注) 1 市町村欄の[]書では、重複する森林管理署等、又は官行造林地である。
 2 地区欄数値は林班で()は、区域が林班の一部であることを示す。

本表に該当する森林

名 称	略称	名 称	略称
水源かん養保安林	水源	土砂流出防備保安林	土流
土砂崩壊防備保安林	土崩	干害防備保安林	干害
なだれ防止保安林	雪崩		

(2) 留意すべき事項

ア 立木の伐採にあたっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な措置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	92,036	
水源かん養のための保安林	80,729	
災害防備のための保安林	11,191	
保健・風致の保存等のための保安林	3,225	

（注）総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

8 - 2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指 定 解除別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区 域 (林 班)		
指 定	総	数		18,772.60	
	水 かん	計		18,772.18	水源のかん養
		沼田市	1～8、10、11、17、40、41、42、 75、76、86～91、102、104、 105～121、129～137、142、144、 147、148、153、160～164	8,253.50	
		片品村	43～47、56～60、63～72	2,776.71	
		川場村	23、33、37、39	226.02	
		昭和村	154～159	968.90	
		みなかみ町	201、202、204～210、219、221、 223、225、240、241、243～254、 257～260、262、263、301～307、 311～316、319、320、323、324、 326～328、363、373、375～386、 388	6,547.05	
	土砂流出	計		0.42	土砂の流出の防 備
		沼田市	109、152	0.28	
みなかみ町		205	0.14		

本表種類欄に記載した略称の内容

略称	正式名称
水 かん	水源かん養保安林
土砂流出	土砂流出防備保安林

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施行地区数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
沼 田 市	1～3、5～9、11、14、16、17、41、 42、75、78、79、84、87～89、91 ～96、98、100～102、110～115、 118、122～124、127、128、 131～133、135、138、140、142、 145～150、153、160～164	6 2	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐 除 伐 保 育	
昭 和 村	155～158	4	本数調整伐	
片 品 村	43～50、53～56、58～61、63～67、 69、71、72	2 4	山 腹 工 本数調整伐	
川 場 村	18～20、23、25、28～33、35、36、 38、39	1 5	溪 間 工 本数調整伐	
みなかみ町	201～217、219、221～226、228、 231、232、240～242、244～252、 254、256～259、301～304、307 312、313、323、324、326～333、 360、362～370、373、374、377、 383～385、388	7 8	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐 除 伐	
合 計		1 8 3		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考
	市町村	区域（林班）			
水 かん	総 数		61,941.92	別表11、12 のとおり	
	沼 田 市	2～5、8～17、41、73 78～85、91～103 122～125、138～144 165～177	12,988.79		県自環特 84.75
	[利根官造]	2～4			
	片 品 村	48～56、62、77	3,816.88		保健林 96.51 国立特保 25.06 国立特2 1,265.89
	[伊閑町官造]	1			
川 場 村	18～25、28～33	2,992.45	保健林 381.63 砂防指定 5.15		
みなかみ町	202、203、207、210 ～240、242～244、 246、249、250、255、 256、259、307～312、 315～322、325、、 329～346、347-1、 347-2、347-3、347-4、 347-5、347-6、347-7、 348～354、356～372、 374～379、386～388	42,143.80	保健林 921.27 砂防指定 0.47 国立特保 2,049.44 区分未定 3,708.21 国自環特 2,318.00 県自環特 1,387.90		
土砂流出	総 数		10,702.04	別表11、12 のとおり	
	沼 田 市	14～16、42、75、76、 87、89～91、 102～107、109、110、 122～124、132、135、 141、142、144～153	2,737.18		保健林 810.19 砂防指定 9.01 県自環特 75.33 史名天 0.03
	片 品 村	43、48～51、56、57、 60、61、63、70、 72～74	1,003.84		保健林 161.74 砂防指定 0.06
	川 場 村	19、25～30、32、33	1,018.74		保健林 371.67
	昭 和 村	154	69.13		
	みなかみ町	204～205、207 210～213、215～222、 225～231、240、241、 244～247、249、250、 252、256、258、261、 262、302、303、306、 313～316、326、327、 329、334～336、	5,873.15		保健林 353.09 砂防指定 4.34 区分未定 547.40 県自環特 764.42

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林班)				
土砂流出	みなかみ町	352～361、365、369、 371、374、375、385				
土砂崩壊	総 数		80.26	別表11、12 のとおり		
	沼 田 市	110	1.59			
	みなかみ町	224、332、379、 382～384	78.67			
干害防備	総 数		110.08	別表11、12 のとおり		
	沼 田 市	42、112	17.81			
	みなかみ町	245、253、324 326～328	92.27		保健林	12.31
雪崩防止	総 数		297.81	別表11、12 のとおり		
	みなかみ町	313～315、323、324 326、327、385	297.81			
保 健 林	総 数		3,224.79	別表11、12 のとおり		
	沼 田 市	1、148～150	846.60		土砂流出	810.19
	片 品 村	48～53	258.25		史名天	0.03
	川 場 村	19～22、24、26～30	753.30		水かん	96.51
	みなかみ町	220、222、252、253、 255、316～319、364 ～371、374	1,366.64		土砂流出	161.74
砂防指定	総 数		25.15	別表14の とおり	水かん	381.63
	沼 田 市	112、114、118、129 135、137、139、142 144、147	14.79		土砂流出	371.67
	片 品 村	56	0.06		水かん	921.27
	川 場 村	18、21、24～25	5.15		土砂流出	353.09
					干害防備	12.31
					区分未定	355.29
					史名天	2.57
					土砂流出	9.01
					土砂流出	0.06
					水かん	5.15

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
砂防指定	みなかみ町	207、221、222、246、 303～304	5.15	別表14のと おり	水かん 0.47 土砂流出 4.34 区分未定 0.47
国立特保	総 数		2,074.52	別表13のと おり	
	片 品 村	77	25.06		水かん 25.06
	みなかみ町	233～237、309、310、 318、319	2,049.46		水かん 2,049.44
国立特2	総 数		1,277.19		
	片 品 村	62	1,277.19	水かん 1,265.89	
区分未定	総 数		4,283.04	別表13のと おり	
	みなかみ町	216～222、228、230、 231、233～235、 238～240、242、243、 308～312、316～320	4,283.04		水かん 3,708.21 土砂流出 547.40 保健林 355.29 砂防指定 0.47
国自環特	総 数		2,318.00	別表14のと おり	
	みなかみ町	347-6	2,318.00		水かん 2,318.00
県自環特	総 数		2,312.40	別表14のと おり	
	沼 田 市	94～95、123、124、 132、171	160.08		水かん 84.75 土砂流出 75.33
	みなかみ町	334～335、347-2 347-7、357～361	2,152.32		水かん 1,387.90 土砂流出 764.42
史名天	総 数		2.60	別表14のと おり	
	沼 田 市	148	0.03		土砂流出 0.03 保健林 0.03
	みなかみ町	252	2.57		保健林 2.57

注 [] は、官行造林地。

注 本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 区
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	区分未定	国 立 公 園 地 種 区 分 未 定 の 特 別 地 域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	国自環特	自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
雪崩防止	な だ れ 防 止 保 安 林	県自環特	県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
保健林	保 健 保 安 林	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
砂防指定	砂 防 指 定 地		

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林そのかなだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限る。皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う林齢とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 皆伐による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
国立公園地種区分未定特別地域	<p>森林の施業に関する制限については、林野庁長官と自然環境局長が協議して定めるものとする。</p>

別表14 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「群馬県砂防指定地管理条例施行規則」（平成15年3月24日規則第9号）
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「群馬県文化財保護条例」（昭和51年10月25日条例第39号）及び同施行規則（昭和51年10月30日群馬県教育委員会規則第12号）
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書（昭和49年10月9日付け林野計第405号）
県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「群馬県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日条例第24号）及び同施行規則（昭和48年10月9日規則第50号）

